

国立病院機構における 災害医療の取り組みと連携について

井原正裕[†]第70回国立病院総合医学会
(平成28年11月11日 於 沖縄)

IRYO Vol. 72 No. 1 (16-19) 2018

要旨

独立行政法人国立病院機構（国立病院機構：NHO）は、災害対策基本法に定める指定公共機関であり、同法に基づく防災業務計画を策定するとともに、独立行政法人国立病院機構法においても、災害時に適切な対応をすることが求められており、災害医療は重要な役割の一つといえる。これまでも、東日本大震災、広島県広島市の土砂災害、茨城県で発生した風水害などの災害時に、医療従事者の派遣等の対応を行い、被災地域の医療支援に取り組んできた。

災害時の活動の基本方針等を定めている防災業務計画は、平成16年に策定し、平成24年の東日本大震災を踏まえ、災害医療を担う医療機関の拡大、災害発生初期からの医療救護活動の実施等の観点から改定を行った。防災業務計画に基づき、全国に「NHO 基幹災害拠点病院」と「NHO 災害拠点病院」を指定し、各病院では、初動医療班や医療班を確保している。一定規模以上の災害発生時には国立病院機構本部に災害対策本部を、必要に応じて被災地域に現地災害対策本部を設置し、現地で活動する初動医療班・医療班とともに情報を共有しながら関係機関と協力して被災地域に必要な支援活動にあたることとしている。

また、国立病院機構では、災害医療センターおよび大阪医療センターを中心として日頃から災害医療に係る研修を実施しており、災害時に活躍できる人材の育成に取り組んでいる。

改定後の計画に基づく初めての災害対応となった平成28年4月に発生した熊本地震では、①災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）による迅速な支援、②被災地域での継続的な医療提供、③多職種による被災病院等への人的支援、④ネットワークを活用した物流支援を行った。

より質の高い災害対応を行うために、医療従事者の育成・技能維持や全国の病院における災害対応を強化する等の取り組みを国立病院機構として継続的に行っていく必要があるだろう。

キーワード 災害医療, 防災業務計画, 医療支援

国立病院機構本部 医療部 [†]医師

著者連絡先：井原正裕 国立病院機構本部 医療部医療課 〒152-8621 東京都目黒区東が丘2-5-21

e-mail: ihara-masahiro@hosp.go.jp

(平成29年3月22日受付, 平成29年7月14日受理)

The Role and Efforts of National Hospital Organization in Disaster Medicine

Masahiro Ihara, Headquarters, National Hospital Organization

(Received Mar. 22, 2017, Accepted Jul. 14, 2017)

Key Words: disaster medicine, operational plan for disaster prevention, medical support

はじめに

独立行政法人国立病院機構(国立病院機構：NHO)は全国143の病院(平成29年2月1日現在)を運営しており、地域医療とともに、重症心身障害児者や神経筋難病など国の政策医療を担っている。災害医療に関しては、災害対策基本法に定める指定公共機関であり、防災業務計画を策定するとともに、独立行政法人国立病院機構法においても、災害時に適切な対応をすることが求められており、重要な役割の一つといえる。これまでも、東日本大震災、広島県広島市の土砂災害、茨城県で発生した風水害などの災害時に、医療従事者の派遣等の対応を行い、被災地域の医療救護活動に取り組んできた。

災害時の活動の基本方針等を定めている防災業務計画は、平成16年に策定し、平成24年の東日本大震災を踏まえた改定を行い、平成28年4月に発生した熊本地震では、改定後の計画に基づく初めての災害対応となった。

災害医療における国立病院機構の位置づけ、災害発生時の対応方針と日頃の取り組み、熊本地震における活動内容を振り返り、今後、災害対応を行っていく上での課題について考えてみたい。

災害医療における 国立病院機構の位置づけ

国立病院機構は災害対策基本法に定める指定公共機関であり、同法に基づき防災業務計画の策定・実施、都道府県または市町村に対し協力する責務を担っており、災害等の発生時には、医療班の派遣等により医療救護活動を実施することになる。また、独立行政法人国立病院機構法では、厚生労働大臣は、災害等が発生し対処するため必要があると認めるときは、国立病院機構に対し、医療の提供等必要な業務の実施を求めるとされている。平成26年度から開始した国立病院機構の第3期中期計画では、「災害や新型インフルエンザ発生時など国の危機管理に際して病院ネットワークを最大限活用し、人材育成を含め中核的な機関としての機能を充実・強化するとともに必要な医療を確実に提供する」「厚生労働省のDMAT体制の中心的役割を果たすとともに、防災業務計画に基づき初動医療班や医療班の派遣体制及び災害拠点病院等における医療救護体制を充実する」としている。

このように、国立病院機構は国の災害医療の中で明確に位置づけられており、災害時に被災地域の医療ニーズを踏まえ活動することは国立病院機構の重要な役割といえる。

災害発生時の対応方針と日頃の取り組み

災害時に病院のネットワークを活用し、医療班の派遣や傷病者の受け入れ等、被災地域に対する支援を迅速かつ継続的に行えるよう、国立病院機構では、防災業務計画を策定するとともに、日頃から医療従事者の研修などを開催し、国立病院機構内の連携体制の構築や人材育成に努めている。

防災業務計画は、災害対応の基本方針、病院の役割、医療班の編成、災害対策本部の設置などについて規定している。この計画は平成16年に策定し、東日本大震災を踏まえ、災害医療を担う医療機関の拡大、災害発生初期からの医療救護活動の実施等の観点から平成24年に改定した。

計画に基づき、6つのグループに、災害医療の拠点となる「NHO基幹災害拠点病院」、基幹災害拠点病院とともに被災患者の受け入れ、初動医療班等の派遣を中心的に実施する「NHO災害拠点病院」を指定している。NHO基幹災害拠点病院は常時2班の初動医療班および1班の医療班を、NHO災害拠点病院は常時1班の初動医療班および1班の医療班を、その他のNHO病院は常時1班の医療班を確保することとしている。

初動医療班は、災害急性期に被災地域の医療ニーズ等の情報を収集しつつ、避難所等の医療救護活動を開始し、その後続く医療班の支援活動の立ち上げに寄与することを目的に活動するチームである。医療班は、初動医療班の医療救護活動を引き継ぎ、被災地域の救護所・避難所等の医療救護活動を行い、地域医療の復興を支援するのが主な役割である。

災害急性期に出動している災害派遣医療チーム(DMAT)は被災都道府県災害対策本部の指示のもと、現場の医療、被災地域の病院機能を維持・拡充、広域医療搬送などを行っており、国立病院機構の初動医療班・医療班は異なる役割を担いながらDMATと協働して医療救護活動を実施する。

一定規模以上の災害が発生した場合、被災状況の情報収集、初動医療班・医療班の派遣、関係機関との連絡調整等を行うため、国立病院機構本部に災害対策本部を設置することとしている。また、被災地

域が含まれるグループ事務所内等に必要に応じて現地災害対策本部を設置し、医療班派遣のための救護所および避難所等の情報収集といった活動を行う。災害時には、現地で活動する初動医療班・医療班、現地災害対策本部および災害対策本部が情報を共有しながら関係機関と協力して被災地域に必要な支援活動にあたる。

また、国立病院機構では、災害発生時の傷病者受け入れ等多様な状況に対応できる知識・技術の習得等を目的とした研修や医療救護活動のため被災地域に派遣する初動医療班・医療班の活動に当たり必要な知識および技術の向上を図ることなどを目的とした研修を災害医療センターおよび大阪医療センターを中心として継続的に実施しており、災害時に活躍できる人材の育成に日頃から取り組んでいる。

熊本地震における活動

国立病院機構では、東日本大震災を教訓に大規模な災害に対応できるよう体制を見直し、研修や訓練を重ねてきた。平成28年4月に発生した熊本地震における活動について、国立病院機構の災害対応の特徴といえる、①迅速性、②多様性、③継続性・一貫性、④ネットワークを活用した組織的展開の観点から振り返ってみたい。

1. DMAT・災害派遣精神医療チーム（DPAT）による迅速な支援

災害医療センターおよび大阪医療センターにある日本全体のDMATの活動を取りまとめる事務局にて、全国のDMATの派遣調整等の業務を行った。全国の国立病院機構の病院からは発災直後の4月14日から5月9日まで55のチームが派遣され、熊本県のDMAT調整本部でも、災害医療センター、大阪医療センターを中心に、多くの国立病院機構のDMATチームが被災地域の医療需要の情報収集等に取り組んだ。

また、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、専門性の高い精神科医療の提供等を行うことを目的としたDPATとして、発災翌日の4月15日から5月9日までに12チームが派遣され、精神科医療の支援に従事した。

2. 被災地域での継続的な医療提供

4月15日には初動医療班を、その後速やかに医療

班を派遣し、5月10日までの期間に全国24の病院から26の医療班（125名）が避難所等において継続的な医療支援を行った。

また、熊本医療センターは、一部建物の被害などが発生していたが、救急患者数が多い災害急性期に対応できるよう院内の勤務体制を工夫し、4月14日から月末までに648台の救急車を受け入れるなど、他の医療機関と協力しながら、地域の救急医療体制を維持した。

3. 多職種による被災病院等への人的支援

医師会、都道府県の依頼に基づき職員を被災地域に派遣するとともに、被災地域の国立病院機構の病院へ、その病院機能を維持するため、看護師、薬剤師、放射線技師の派遣を行った。

4. ネットワークを活用した物流支援

4月16日、大牟田病院に物資搬送等のための拠点を設置し、中国四国グループの災害拠点病院から食料や水の搬送を行った。また、日本小児アレルギー学会からの要請を受けて、国立病院機構の病院において対応食品の受け入れ・仕分けや提供を行った。

これらの災害対応を行うため、4月14日の地震発生を受けて、災害対策本部、熊本医療センターに現地対策本部を設置し、さらに16日の本震がおきてからは、九州グループの事務所（福岡市）を含めた3カ所でテレビ会議の運用も開始した。それにより、被災地域の状況についての情報共有をより一層進めて災害対応にあたることができた。

今後の課題

今回の熊本地震は、東日本大震災を踏まえ改定した防災業務計画に基づく初めての災害対応であった。初動医療班の派遣、ビデオ会議を活用した情報共有など研修や訓練の成果を活かし、関係者とも連携しながら医療救護などの支援を行うことができたと考える。

一方で、今後の課題として、継続的な医療救護活動を行うためには初動医療班・医療班を含む、災害医療に対応できる医療従事者の育成・技能維持があげられる。次に、全国のネットワークを活用した対応をするためには、災害拠点病院以外の病院を含め、災害対応を強化する取り組みが必要といえる。また、

被災地域の正確な情報を収集し組織を超えた連携を強化していく必要もあると考える。被災地域のニーズは日々変化していくが、たとえば、災害急性期に医療救護活動を行うために必要な情報や各避難所で抱える福祉を含めたニーズなどを収集し、それを医療班などと適宜共有することは時間的にも難しい課題であった。

これらの課題について検討を行いつつ、研修等の取り組みを充実していくことで、国立病院機構は、被災地域のニーズに応じた、より質の高い災害対応

を行うことが可能となるだろう。

〈本論文は第70回国立病院総合医学会シンポジウム「災害時における初動医療班の活動のあり方を考える」において「国立病院機構における災害医療の取組と連携について」として発表した内容に加筆したものである。〉

著者の利益相反：本論文発表内容に関連して申告なし。